

# さんさんパスポート利用規約

(趣旨)

第1条 第3子パスポート事業は、多子世帯の経済的負担の軽減に加えて、企業や店舗と協働して実施することを通じて、多子世帯を社会全体で応援する気運を醸成し、第3子以降の子どもを持つ家庭が社会から歓迎され、支えられていると実感することで、3人以上の子どもを生み育てやすい環境づくりを推進していくものです。

(定義)

第2条 この規約において、次の各号における用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

(1) 利用対象者

香川県内に住所を有する方で、一世帯につき児童の親族最大2人までとし、次の①又は②の要件のいずれかを満たす者（以下「代表者」という。）とします。

① 住民票上の同一世帯に3人以上の児童がいる方

② 「住民票上同一世帯ではないが扶養している児童」を含めて3人以上の児童を扶養する方  
ただし、児童の親族最大2人までのうち2人目については、①又は②の要件を満たさない者であっても、児童の2親等以内の直系血族であって、さんさんパスポートが発行されることについて代表者の同意がある場合は、利用対象者とすることができます。

なお、ここでいう「児童」とは、18歳に達する年度の3月31日を迎えるまでの子どもとします。

(2) 加盟店

対象世帯の経済的負担を軽減する取組を設け、事前の申請により県が認め登録した事業者等

(3) サービス・特典

多子世帯の子育ての経済的負担の軽減に加えて、第3子以降の子どもを持つ家庭が社会から歓迎され、支えられていると実感できるようなものとし、本事業に賛同する加盟店自らが定めるもの

(4) さんさんパスポート

3人以上の児童を持つ方に対する特別のサービスの対象者であることを示すものであり、対象となる者が「かがわ子育て応援サイトcolorful+」に情報を入力することにより取得するものです。

18歳未満の子どもが2人以下になって最初に迎える3月31日を有効期限として発行されます。

(5) 加盟店証

本事業の加盟店である旨を証明するもので、県が加盟店に対し発行します。

(6) シンボルマーク

県が本事業を県民に広く周知するために作成するものです。

(7) 加盟店ステッカー

加盟店が、本事業に参加している旨を掲示するためのものです。

(取得手続等)

第3条 さんさんパスポートの取得を希望する者は、「かがわ子育て応援サイトcolorful+」に必要な情報を入力することにより、さんさんパスポートを取得することとします。

- 2 利用対象者は、前項に定める手続を行った時点で、本利用規約に定める県との権利義務関係に同意したものとみなします。

(さんさんパスポートの利用等)

第4条 利用対象者は、加盟店においてサービス・特典を利用しようとするときは、「かがわ子育て応援サイト Colorful+」に掲載している加盟店舗の利用条件を確認の上、さんさんパスポートを提示し、条件に沿った方法で利用することとします。

- 2 さんさんパスポートは、利用対象者以外に貸与又は譲渡することはできません。
- 3 利用対象者は、入力内容に変更が生じた場合は、再度、前条に規定する取得手続により、さんさんパスポートを取得することとします。
- 4 さんさんパスポートは、次の場合は利用できません。
  - (1) 有効期限が切れたもの
  - (2) 破損など何らかの理由で対象者であることが確認できないもの
  - (3) 入力内容が虚偽であることが判明した場合
  - (4) 第2条第1号に規定する利用対象者の要件に該当しなくなった場合

(免責)

第5条 県は、利用対象者と加盟店との間の実際の取引等には一切関与しません。本事業に関連して何らかの損害、損失又は費用等が生じた場合にも、県はこれを賠償又は補償する責任を一切負わないものとしします。

- 2 本事業に関連して利用対象者と加盟店その他第三者との間で生じたトラブルに関し、県の責に帰すべき事由に起因するものであることが明らかな場合を除き、県は免責されるものとしします。

(協議解決)

第6条 この規約に定めのない事項又はこの規約の解釈に疑義が生じた場合には、利用対象者及び県が互いに信義誠実の原則に従って別途協議の上、速やかにこれを解決するものとしします。

(利用規約の変更)

第7条 この規約の内容は、必要に応じ、利用対象者の事前の承諾を得ることなく、県において変更することがあります。

- 2 この規約の変更に関する告知は、ホームページ上にて最新の規約を確認してください。

附 則

この規約は、平成27年9月15日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和3年10月19日から施行する。
- 2 令和3年10月18日までに発行された改正前のさんさんパスポート利用規約第2条第5号に規定するさんさんパスポート（紙パスポート）は、同条第1号に規定する交付対象者の要件に該当しなくなった場合又は登録内容に変更が生じた場合を除き、その有効期限まで使用することができる。